

神奈川県公立大学法人神奈川県立保健福祉大学評価委員会の役割

1 評価委員会の概要

(1) 設置の根拠

地方独立行政法人法第11条第1項
神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例

(2) 設置年月日

平成29年8月9日

(3) 位置付け

知事の附属機関

(4) 役割

地方独立行政法人の業務実績について評価を行うとともに、法人の中期目標、中期計画等について知事に対し意見の提示を行うなど、地方独立行政法人の目標・評価制度の根幹となる役割を果たす。

(5) 組織・運営

○委員	委員6人以内 学識経験のある者のうちから知事が委嘱 任期は2年（再任可）
○委員長	委員の互選により選出 会務を総理し、委員会を代表 代理をする委員（副委員長）を指名
○会議	委員長が招集し、委員長が議長となる 開催にあたっては、委員の過半数の出席が必要 議決にあたっては、出席委員の過半数で議事を決する

2 評価委員会の業務

※法＝地方独立行政法人法

① 各事業年度及び中期目標期間に係る業務の実績についての評価

- ・ 各事業年度における業務の実績に関する評価（法第28条第1項）
- ・ 中期目標期間における業務の実績に関する評価（法第30条第1項）
- ・ 法人及び知事に対する評価結果の通知（法第28条第3項、第4項）
- ・ 評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善その他の勧告（法第28条第3項）
- ・ 評価結果の通知に係る事項及び勧告の公表（法第28条第4項）

② 知事が認可・承認等をする際の事前意見聴取に対する意見の提示

- ・ 定款を変更する際の意見（法第8条第4項）
- ・ 業務方法書を認可する際の意見（法第22条第3項）
- ・ 中期目標を作成・変更する際の意見（法第25条第3項）
- ・ 中期計画の作成・変更を認可する際の意見（法第26条第3項）
- ・ 中期目標期間の終了時に組織・業務全般にわたる検討を行う際の意見（法第31条第2項）
- ・ 財務諸表を承認する際の意見（法第34条第3項）
- ・ 中期計画で定める剰余金の用途への残余利益の充当を承認する際の意見（法第40条第5項）
- ・ 次期中期目標期間の業務の財源への積立金の充当を承認する際の意見（法第40条第5項）
- ・ 中期計画で定める限度額を超えた短期借入金を認可する際の意見（法第41条第4項）
- ・ 短期借入金の借り換えを認可する際の意見（法第41条第4項）
- ・ 出資等に係る不要財産の納付、譲渡の際の意見（法第42条第の2第5項）
- ・ 出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額を出資等団体に納付しない際の意見（法第42条第の2第6項）
- ・ 重要な財産の処分を認可する際の意見（法第44条第2項）
- ・ 吸収合併の際の意見（法第108条第2項）
- ・ 新設合併の際の意見（法第112条第2項）

③ 意見が可能

- ・ 役員報酬等の支給基準に対する意見の申し出が可能（法第49条第2項、56条第1項）